

岡山市立大野小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月策定

1 はじめに

学校教育において、今「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、情報技術の発展により、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）での顔の見えないやりとり、インターネットへの動画の投稿等の問題など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相をみせている。

こうした中、今一度、すべての職員が、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

そこで、本校では、いじめ問題を学校全体で正しく理解し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応をしていくために「大野小学校いじめ防止基本方針」を作成した。

2 いじめ問題に関する基本的な考え方と本校の基本認識

児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第二条（定

義）

本校では、上記の考え方のもと、すべての職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」「いじめは決して許されない。」という基本認識にたち、児童がいじめを行わないことのみならず、いじめを助長したり、傍観したりすることがないように、学校教育活動全体を通して、心豊かな子どもの育成に努め、学校教育目標「心豊かに 自ら学び 共にたくましく生きる子どもの育成」に向けて、全職員で取り組んでいきたい。

3 いじめ未然防止のための取り組み

いじめ問題において、「いじめがおこらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。児童一人一人が認められ、お互いに思いやることができる学級・学校をつくることで、全ての児童が、自己肯定感や充実感を感じながら、安心して学校生活を送ることができる。それが、自尊感情を高めていくことにつながっていくと考えられる。

また、学校でも学習規律の定着を大切にし、特別支援教育の視点を生かしたわかる授業づくりを進めていくことにより、児童一人一人が落ち着いた雰囲気の中で学習していくことができる。これも、未然防止の観点から重要であると考えられる。

そして、これらのことに対処できる職員の資質向上や、学校のいじめ対策を点検・評価し、改善していくことが重要であるとする。

(1) 児童や学級の様子を知るために

①アセスを年3回（5月頃、10月頃~~2月頃~~実施する。

学級や児童の様子を把握し、集団や個に必要な対応ができるようにする。

②教育相談を年2回（6月、11月）実施する。

困っていることや先生と話したいことについて、いじめに関する生活アンケートをもとに児童一人一人と教育相談を行い、学校生活や家庭生活での児童個々の置かれた状況や精神状態を把握し、継続的に児童の気持ちに寄り添うことができるようにする。

③いじめに関する生活アンケートを年3回（6月、11月、2月）実施する。

アンケートを実施し、児童一人一人の実態を把握したり、事後指導を行ったりして、い

じめのない人間関係をつくっていくようにする。

また、アンケートを実施することで、自分の行動を見直したり、クラスの実態を見直したりして、思いやりの気持ちをもてるようにする。

④年5回の生徒指導・特別支援全体会

生徒指導の全体会を開き、情報交換をしたり、全職員での共通理解した取り組みがで
き
るようにしたりする。

⑤配慮を要する児童についての共通理解を図る会を週に1回（終礼で）実施する。

毎週金曜にある終礼の最後に、各クラスの配慮を要する児童について、関係児童の実
態

や変容についての情報交換を行い、職員全体で児童理解を深めるとともに、該当児童の
さ

らなる変容を支援できるような体制づくりに努める。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

①特別支援教育の視点を生かした授業づくり

平成25年度の特別支援教育の研究で積み上げてきた授業づくり（ユニバーサルデザ
インの考えを取り入れた授業づくり、教師の観察等による実態調査を支援に生かす、教
師が授業を振り返るチェックシートの活用など）のよさを今後も継続して授業に取り入
れ、児童一人一人が落ちついて学習していくことができるようにする。

②自尊感情を高める学級活動や学校行事

友達とかかわり合いながら、それぞれのよさや違いを認め合う仲間づくりを学級活動や学校行事を通して行っていく。職員は、児童のがんばりを認め、称揚していく。そうすることによって、児童は達成感を得ながら学校生活を送ることができ、自尊感情を高めていくことができるようになる。また、自己肯定感ももつことができるようになる。

③毎週1回の全員遊び

子どもたちが主体となって決めた遊びで全員遊びに取り組んでいる。遊びを通して、担任やクラスの友達との共感的な人間関係を築いていけるようにする。

④人権教育の充実

人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに人権意識の高揚を図る。特に人権週間には人権の標語、ポスターを掲示したり、人権教育の授業などにも取り組むようにしたりする。

⑤道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断の低さから起こる「いじめ」に対して、道徳教育の役割は大きい。いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切である。そのために、道徳教育推進教師を中心に各学年で適切に道徳教育を行っていく。

⑥情報モラル教育の充実と保護者への情報提供

情報モラル教育の年間計画をもとに、各学年で計画的にインターネットやスマートフォンとのつきあい方、インターネットに潜む危険性について指導を行う。

また、保護者懇談会や学年・学校便り、PTAの研修会でインターネットやスマートフォンの危険性、スマートフォンを児童に持たせる必要性について、また持たせる場合の家庭でのルールについて検討することの重要性など、保護者へ情報提供し、保護者と連携した取り組みができるようにする。

⑦保護者や地域の方への働きかけ

参観日や保護者懇談会において、いじめの実態や指導方針などの情報提供をし、意見交換する場を設ける。そして、家庭、地域、学校が協力していじめを生まない土壌づくりをしていくことができるよう、HP、学年・学校便り等を通して、広報活動を積極的に行っていく。

4 いじめの早期発見・早期解決のための手立て

いじめを早期に発見することが、早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは教職員や周りの大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、全ての職員の間で情報を共有し、日頃から保護者の方とも連携して、情報を収集していくことが大切である。

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の²⁷⁻¹⁴辛きを取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応していくことが重要である。そして、いじめの再発を防止するために、継続的に見守る必要がある。

(1) いじめの早期発見のための手立て

①日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築のために

いじめを早期に発見していくためには、職員がいじめに気付く力を高めていくことが不可欠である。児童一人一人の個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。全職員が人権感覚を磨き、児童の言葉を受け止め、児童の立場に立ち、児童を守る姿勢をもつことを大切にしたい。そして、児童一人一人の気持ちや行動・価値観も共感的に理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが必要である。そのために、教職員研修を年度の始めや夏休み等、計画的に行う。(生徒指導, 人権教育, 児童理解, いじめ, アセス等)

②定期的ないじめに関する生活アンケートの実施や教育相談体制の充実

各学期にいじめに関する生活アンケートを実施し、いじめ発見の手がかりとする。

また、年2回の教育相談以外にも、担任、学年団、養護教諭を中心として、気軽に相談できる体制をつくることで、児童が安心して悩みを話したり、早期に問題解決したりすることができるようにする。

③生徒指導・特別支援全体会での情報交換

年5回行う生徒指導全体会で、児童の様子で気になることを情報交換し、全職員で気になる児童を見守るようにする。気になる様子を認めたときは、担任や学年団、生徒指導、管理職等で迅速に情報の共有を図り、その後の対応や方針を決めるようにする。

④保幼小中での連携（「子どもを守る会」）

石井中学校区で連携し、保幼小中学校の15年間を通して「0歳から15歳までの責任ある保育・教育」を実践し、児童生徒を一貫して見守っていく体制づくりに努める。

⑤保護者との連携

児童の小さな変化も見逃さないよう、日頃から家庭と学校が連携し、お互いに相談しやすい関係づくりに努める。

(2) いじめの早期解決のための手立て

27-15

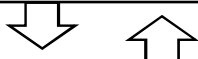
①正確な実態把握

- ・当事者双方，周りの児童から複数で聴き取りを行い，実態把握をする。
- ・ひとつの事象にとらわれず，いじめの全体像を把握する。
- ・得られた情報は記録に残す。



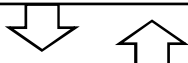
②指導・支援体制と方針の決定

- ・「いじめ対策委員会」を招集する。
- ・対応する教職員の役割を分担する。
- ・指導・支援方針を決定する。
- ・教育委員会，関係機関との連携を図る。



③児童への指導・支援

- ・いじめられた児童を保護し，心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童には，相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で，「いじめは決して許されない行為である。」という人権意識をもたせる。
- ・学級全体への指導を通して，いじめに直接かかわっていない児童にも当事者意識をもたせ，当該児童の苦しみや痛みを思いを寄せることのできる言動について考えさせる指導に努める。



④保護者との連携

- ・事実関係について情報を伝える。
- ・協力を求め，今後の学校との連携方法について話し合う。



⑤その後の対応

- ・継続的に見守りながら，指導や支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め，心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り，一人一人が大切にされる学級経営を行う。

5 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ問題への取り組みのために、~~全職員が~~²⁷⁻¹⁶いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。本校では、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した「いじめ対策委員会」を設置し、関係機関とも連携しながら職員全体で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行う。

【学校内での組織】

①生徒指導部会

〈構成員〉 校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 人権教育担当 各学年生徒指導担当
養護教諭 特別支援教育コーディネーター

〈役割〉 学級，グループ，個など気になる状態になったとき，早めに児童の様子や現状，指導についての情報交換を行い，指導方針について話し合う。終礼，職員会議で報告，全職員で共通理解をする。

②いじめ対策委員会

〈構成員〉 校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 人権教育担当 養護教諭
各学年生徒指導担当 関係児童の担任 スクールカウンセラー
スクールサポーター 子ども相談主事 など

〈役割〉 いじめの疑いやいじめを発見したときには，いじめ対策委員会を招集し，迅速な情報共有や関係児童への指導と当該児童のケア，及び支援方針の決定，保護者との連携，支援を行う。いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において報告し，全職員で共通理解を図り，役割分担して対応していく。